

令和8年4月

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士課

**「2026 論文中答練 民法 第1回」
誤植等の訂正**

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、「**2026 論文中答練 民法 第1回**」におきまして、下記の誤植が発生いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、大変お手数をおかけいたしますが、当訂正表を参照の上、訂正の程何卒よろしくお願いいたします。

2026 論文中答練 民法 第1回 問題用紙

頁・行	訂正前	訂正後
問題用紙 4頁 (賃借権の譲渡及び 転貸の制限) 第612条の下	(賃借権の譲渡及び転貸の制限) 第612条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。 2 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。	(賃借権の譲渡及び転貸の制限) 第612条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。 2 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。 <u>(転貸の効果)</u> <u>第613条 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができない。</u>

裏面に続く



FU26351

2 [省略]

3 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

敬具